

平成 17 年度 第 13 回 規制改革・民間開放推進会議 議事録

( 本議事録は、議事概要を兼ねるものである。 )

1 . 日時 : 平成 18 年 3 月 20 日 ( 月 ) 14:30 ~ 15:43

2 . 場所 : 永田町合同庁舎 1 階第 1 共用会議室

3 . 出席者

( 委員 ) 宮内義彦議長、鈴木良男議長代理、草刈隆郎総括主査、八代尚宏総括主査、神田秀樹、黒川和美、志太勤、白石真澄、南場智子、本田桂子、矢崎裕彦、安居祥策各委員、安念潤司、福井秀夫各専門委員

( 政府 ) 中馬大臣、山口副大臣

( 事務局 ) 永谷内閣審議官、田中規制改革・民間開放推進室長、河市場化テスト推進室長、井上参事官、櫻井参事官、栗原参事官、梶島参事官、岩佐企画官、原企画官、菱沼企画官、佐藤企画官

4 . 議事次第

( 1 ) 重点事項の検討状況について

( 2 ) 18 年度の検討体制について

( 3 ) その他

5 . 議事概要

宮内議長 それでは定刻でございますので、ただいまから平成 17 年度第 13 回、本年度といたしましては最後となります「規制改革・民間開放推進会議」を始めさせていただきます。

本日もお忙しい中、委員・専門委員の皆様にご出席いただきまして、ありがとうございます。ちょっと遅れられておりますが、本日は中馬大臣も後ほど御出席いただきます。山口副大臣には御出席いただいております。ありがとうございます。

( 報道関係者退室 )

宮内議長 それでは、審議に入らせていただきたいと思います。

本日は前回申し上げましたとおり、6 月ごろの答申に向けました重点事項の検討状況につきまして、各担当委員から御説明をいただきます。

御説明はお手元の資料「各重点事項の今後の進め方」の順番に沿いまして、いつもでございますし訳ありませんが、1 つの分野につきまして、できましたら 2、3 分というところで簡潔にお願いを申し上げたいと思います。

それでは、第 1 番の放送・通信を鈴木議長代理からお願いいたします。

鈴木議長代理 それでは、御説明いたします。

まず「1. 公共放送の在り方の見直し」の問題ですが、「問題意識」はそこにも書いてありますが、多くのメディアが現実に出てきている。昔のように通信と放送は別物という

時代とは変わった。放送を取り巻く環境も大きく変化している。だから、公共放送の在り方についても見直しが必要だというのが基本的な認識です。

特に公共放送を担ってきたNHKを支える受信料については、3割が不払いという現実も踏まえて、NHKの改革なくして視聴の有無に関わらず国民に負担を求める制度を現行のまま維持することはできないのではないかとということです。

これが「問題意識」です。

「検討の方向性等」としましては、前回も説明しましたが、当推進会議も入れて実に9つのところが議論して、九家争鳴でして、関係方面の審議の状況等とも打ち合わせ、あるいはそれも視野に入れて、次の方向で検討を進めたいと思っています。

この前も申し上げましたが、視聴者の満足を得る放送という考え方を、NHKに持ていただくのがポイントだと思っております。NHKが提供しているいわゆる公共放送については、どういう意味のものが公共放送なのかという点については、いまだにハッキリした定義ができていないようですが、いずれにせよしっかりしたチェックが働くような方策を講ずることが必要だということです。

受信料制度については、その在り方について必要な見直しを行う。これは累次の閣議決定で、特にデジタル化が完成した時、つまり2011年には衛星放送についてはスクランブル化をし、自由な契約によって受信料を視聴者がNHKに払うという制度にする方向で検討すべきであるとなっておりますから、この問題を中心として考えていきたいと思っております。

次に通信・放送の融合時代にあって、NHKが今の制度に安住することはなくて、むしろその有する資産を十分に生かすような方策を講ずる必要があるということとして、関連して多チャンネル化の問題とか、あるいは番組制作の外部委託の問題とかが入ってこようかと思っております。

「2. 通信・放送関連規制の見直し」の問題としましては、ブロードバンド化が進んでいるわけとして、通信と放送の融合は一層進展していることはさっき申し上げたとおりです。

一方、幾つかの施策が講じられてはいるものの、制度面での対応は融合の進展には必ずしも追いついていないのが現状だという「問題認識」に立っております。

国民が魅力のあるコンテンツを自ら望む手段で享受できるように、関係方面との審議状況を見ながら、以下の方向で検討を進めることとしたいと思っております。

1つは、通信・放送双方に共通する事項については、同一の制度の下で規律するという方向で考えなくてはいけないのではないかと。これが第1点です。

放送分野を中心として、特に地上波ですけれども、競争を促進するための施策を講ずるという問題。

コンテンツの充実を図るために、番組制作等における競争を促進するための施策を講ずるという問題。

以上のほかに、市場支配力を有する通信事業者への事前規制の在り方についても検討をしていきたいと考えております。

以上です。

宮内議長 ありがとうございます。

質疑は全部が終わりましてから、お願いしたいと思います。

それでは、教育を草刈総括主査からお願いいたします。

草刈総括主査 教育関係は2つありまして、1つは「3. 教育バウチャーの導入」ということです。

「問題意識」のところは御存じのとおりですが、今の教育の公的助成というのが学級数・教員数を基準とする機関補助になっていると。これをいわゆる機関補助から児童生徒の数に基づいた補助に、つまり個人に対する補助に変えていこうと。これは当然のことながら、ユーザーの選択というのが1つベースとしてあるわけですが、それに加えて教員数を基準にしているといつまで経っても、生徒が減っても先生が減らないというようなこともある。その辺も考え合わせて、そろそろ教育バウチャー、つまり利用券制度というものをここで入れた方がいいということでありまして。併せて、私立学校というものの公的補助がイコールフットィングになっていなくて、国公立の方がはるかに有利になっている。この辺も改善していく必要がある。

この辺が「問題意識」なんです、実は去年の我々の会議の結論として、文部科学省との合意事項として、18年度に結論を得るということをはっきりコミット、閣議決定で行われているわけです。今これを文部科学省の方の有識者会議というもので議論をしているということでありまして、その中に入って行って、あるいはそれとの議論の中で望ましい方向に持っていきたいというのが1点目です。

2番目は「4. 教育委員会制度の見直し」というものですが、これはもう御存じのとおり、今の教育委員会制度あるいは教育体制そのものといってもいいんですけども、やはり何とんでも行政サイドというか与える側、あるいは教える側の先生の視点からの教育の体制になっている。特に教育委員会というのは、本来であればユーザーの保護者等を中心とした組織であるべきものが、先生方のOB会みたいなきらいもある。これを抜本的に直さなければいけない。場合によっては、教育委員会制度そのものを別途変えていく必要があるかもしれない、名前もです。そういう問題を含んでいるので、これは6月までに急ピッチでやっっていこうという考え方でございます。

「検討の方向性等」も、今、申し上げたようなことで、教育委員会関係のヒアリング等やって、できるだけ早く精力的に問題に取り組むという姿勢であります。

この2つなんです、もう一つ大事なことは、実は去年の会議の決定事項、そしていわゆる内閣の決議というか、内閣で決められたものの中で、教育関係は3つほど17年度中に措置というものがあるわけです。

1つは、教育の質の向上を目指した広いろいろな免許制度を活用していくということ。

2番目に、いわゆる学校選択の自由ということを徹底していこうということで、これは最後大臣折衝までお願いをして、いわゆる児童あるいはその保護者の側が学校の選択の自由を一定程度確保するということをはっきり決めて、制度的あるいは法的な改正をするということを文部科学省はコミットしているというようなことで、3点あります。

これを17年度中に措置するかどうかというのを、きちっとフォローアップしてやらせないとい具合悪い。これが非常に大事なポイントとしてありまして、今それを追及しているところであります。

以上3点です。

宮内議長 ありがとうございます。

次に、保育を白石委員からお願いします。

白石委員 保育ワーキングでは、お手元資料の3ページ目に「問題意識」と今後の「検討の方向性等」をまとめさせていただきました。

現在の保育制度は、既に措置制度から利用者選択制度へと転換をされているわけですが、依然として、特に都市部を中心として待機児童は非常に多いと。そして、自治体が窓口規制をして、空いているところに園児を手当していこうというような実態になっているため、保育所側にはいいサービスを提供しようというインセンティブが働きにくいのが現状でございます。

また、認可保育園に入れる一部の方は、非常に格安の費用で子どもを預けることができているわけですが、それ以外の御家庭に関しては非常に高い保育料で、もしくは全くサービスを受けないというような状態がありまして、サービスを受えられる利用者が限定されておりますし、サービスの質も十分ではないということでございます。

少子化ワーキングでは、保育に参入している、もしくは今後しようとする民間事業者や、既に官から民への流れの中で保育所運営を民間に委託している自治体、その他の団体からいろいろヒアリングを進めようとしております。

「検討の方向性等」としては、まず保育に欠けるという入所基準が現在あるわけですが、母親が働いている、いないに関わらず、保育を必要としているお子さんが在宅家庭の中にもあるということで、まず入所基準を見直してみようということでございます。

現在、自治体が窓口で振り分けているような状態を脱して、利用者が自分の子どもに合った保育を選択できるように、選択の自由を確保していこうということでございます。

現在、保育の負担というのは、応能負担でございまして、いくら高額所得の御家庭でも非常に安い保育料しか負担していないわけでございます。一部の自治体では、夜間の保育などでも1時間の保育料が400円ということで、その裏側では非常に多額の税金がそこに投入されているわけですが、よいサービスを受けるのでありまして、それに見合った保育料を負担していく。応能負担から応益負担に変えていこうということで、公平な利用者負担を実現していくということでございます。

きちんと利用者が保育サービスを選ぶためには、保育に関する情報公開も徹底されなくてはなりませんし、これに関わって第三者評価もされなければいけませんので、どのような情報公開があれば、利用者側がきちんと保育サービスを選んでいけるかというような情報公開についての検討もしてまいりたいと思います。

次は、先ほど御説明した③とも関わることでございますけれども、認可保育所とそれ以外の認証とか、認可外の保育所を利用する人の中で、利用者負担が非常に不公平になっているということで、それを公平化していこうということでございます。

これと併せて保育の必要度に応じて、要保育認定をして、要保育認定に応じた保育料の制限とそれに関する利用者負担ということも併せて検討をしてみたいと思います。

続きまして、今、幼保一元化ということで、幼稚園が保育園事業もやる。保育園が幼稚園事業もやるというように、幼稚園と保育園の機能を併せ持った施設が全国で36施設モデル事業として施行されているわけでございますけれども、これを本格実施する10月1日以降、この制度が広く活用されるように、現在の制度設計で問題がないかきちんとフォローしてまいりたいと思います。

そのほか、現在民間事業者が保育に参入して、経営努力によって余剰金をつくったとしても、余剰金を使う人が限定されていて、施設の質を向上させていくようなことには使えないということもございまして、保育周辺部分の規制改革措置に向けてフォローアップをしてみたいと思います。

以上でございます。

宮内議長 ありがとうございます。

次は、外国人ということで安居委員をお願いします。

安居委員 私の方からは6番、7番でございます。

6番は、入国後のチェック体制。いわゆる在留管理の問題。

7番は、外国人の受け入れについての問題です。

6番につきましては、ここに書いてございますように入ってきた外国人の権利をきちんと認めるとともに、義務の履行もしていただくということで、まず、いろんな情報をきちんと一元化して、法務省で集中管理されて、それを必要なところで使えるという体制にする。いわゆる使用事業主等についても、責任を持っていただくという方向なんです。

これは一応18年度中に決めるということで、前回12月に閣議決定をしていただきました。現在、内閣府が主催する委員会並びに法務副大臣の下で主催される委員会、この辺のところ、18年度中に具体的にこの全体の形がまとまるように、今いろいろお願いをしているところでございます。

7番目の受け入れ体制でございますが、大きくは、今、申し上げました在留管理の体制が整った段階で、ここをどうすべきかということを考えようということでございまして、今年1年をかけて、その問題を進めようと思っております。

「問題意識」としては、ここに書いておりますように、どういう形で実際に外国人を入

れていくかということです。これは日本の国内でも相当いろんな御意見があると思いますので、議論をしながら詰めていきたいと思います。

当面6月の答申との絡みで2つ考えておりまして、1つは外国人介護福祉士でございます。一昨年、日本の資格を取得した看護師については日本で仕事ができるということを決めていただいたわけですが、外国人の介護福祉士につきましても、同じ国家資格でございます、これは是非そういう資格を持った人が日本で仕事ができるように交渉してまいりたいと思います。

2つ目は、在留資格の中での企業内転勤の問題でございますが、現在は技術とか、あるいは人文知識・国際業務というようなことになっております。これをそれ以外の研究ですとか技能というようなことも含める。あるいは一人ずつの個別審査ではなくて、包括審査にする。若干技術的な面に入るんですけども、これをもう少し、いわゆるやりやすくするというをお願いしたいと思います。

この2点を何とか6月末までに変えていきたいなと思っております。

以上でございます。

宮内議長 ありがとうございます。

次は、金融につきまして神田委員からお願いします。

神田委員 8番についてでございます。この分野は、現在制度の改革の最中でありまして、この国会にも3月にいわゆる投資サービス法案、信託法案、信託業法改正案等、大量の法律改正の法案が提示されています。しかし、他方で事件もいろいろと起きていることは御存じのことかと思えます。

そこでどうしたらいいかというのは、ちょっとわかりにくいところがあるのですがけれども、「問題意識」に書きましたように、当然のことですけれども、自由で活発な取引ということが求められるわけですけれども、他方でルールは守ってもらわないと困るということでありまして、そういう問題意識から2つに着目してみたいと思っております。

ルールの方についてですけれども、今いわゆる事後チェック型ルールというものに移行しつつあるわけですけれども、事後チェックをするときに、どうも行為の形式というか、ぎりぎりセーフですというような事件が去年辺り多数ありまして、どうもおかしいのではないかという辺りが1つ難しい問題です。

本来経済法規というのは、実質で判断しなければいけないと。これは事後チェックルールの話なのですけれども、しかし、裁判所へ行かないと最後まで違法なのか適法なのかわからないということでも、市場参加者にとっては大変困るわけでありまして、ここをどう明確化できるかというのが1つ目のポイントだと考えております。

2つ目は、監視機能の在り方ということです。どうもルール違反がいろいろあるのではないかと。しかし、それが発見されない。あるいはそのままにされているのではないかという感じをめぐえないわけでありまして、ここが何とかならないかというのがもう一つあります。

そこで「検討の方向性等」ですけれども、関係省庁その他の意見も聞きながら、次の方向で検討を進めたいと思っております。

ルールの明確化の方ですけれども、現在ありますいわゆるノーアクションレター制度というものを、この分野について拡充できないかということでもあります。ノーアクションレター制度といいますのは、法律に基づく制度ではありませんで、現在まで、閣議決定に基づいて運用されております。これは所管省庁の行政処分に係る部分ということになっておりまして、どの法令を対象にするかについては、それぞれの省庁に委ねられており、その範囲もまちまちになっています。ルールの明確化ということではありますと、ノーアクションレター制度というものを、とりわけこの分野における法令について広く活用できないのだろうかということが1点目であります。

もう一点の監視機能の在り方の方ですが、これもなかなか難しい話なのですけれども、まず当面の措置として、今、証券取引等監視委員会という組織が存在していますので、その勧告とか告発といった権限をもっと使えないのかなど。課徴金制度というものももっと使えないのかと。違反があるならば、そういうものをもっと使っていけないのかということを進めてはどうかと思っております。

以上です。

宮内議長 ありがとうございます。

最後に基本ルールにつきまして、鈴木議長代理と黒川委員からお願いします。

鈴木議長代理 それでは「9. 一定期間経過後の規制の見直しの基準の策定」ですが、視点が2つほどありまして、1点目は、昨年度通知・通達のたぐいを2つに大分けをいたしました。1つは、法的な拘束力の認められる通知・通達のたぐい。これには厳格な手順、手続を経るものとするいたしました。そして、それ以外のものは、単なる行政指導に過ぎないから、強制力はない。そこら辺を明確にして、拘束力のない通知・通達のたぐいにはその旨を明記することとしたわけです。その際に各省からのかなり膨大な現行の通知・通達のたぐいについての届け出を得ておりますが、これを分析、整理した上で、具体的な個々の通知・通達について前述の分類の上でどちらに入るのをはっきりさせて、それがそのとおりに行われていくために、実施基準をつくるというのが当面の1つの大きな作業だと思っております。

第2点は、問題が2つあります。現在新規の立法や法改正をする時には、見直し条項を入れることが閣議決定されておりますが、このような見直しを行うための基準・枠組みをつくっていきたいというのが第2点の第1です。通知・通達につきましても、去年の通知・通達の効力についての基準に加え、見直しの周期というものを追加していききたいというのが第2点の第2です。

以上でして、これは原委員に責任担当委員としておやりいただきたいと思っております。

次に「10. 国と地方の規制合理化」ですが、これは黒川委員にお願いをしたく思っておりますが、国と地方の規制には2つの論点があると思えます。

1つは、国が地方に対して過剰な関与をするという問題で、かつての機関委任事務は現在地方の自治事務となっているにもかかわらず、かつての機関委任事務時代という影響を背負って、いまだに過剰な関与が行われているということがあるわけですが、その問題についてどのような対処、是正の方針を立てるのが第1点。

第2点は、地方の分権の進捗によって、地方公共団体の各種の事務とか書類の様式等が各自治体でばらばらになっているために、広域的にビジネスでやっているものなどにとっては不便があるということは、「もみじ」「あじさい」等でも改善要望があるところですので、この整理を考えてみたいと思います。これについて、後で黒川委員に補足していただきます。

3番目の問題としては「11. 資格制度の見直し」でして、資格制度につきましては、規制改革委員会がかなり大幅に問題を整理して、いろいろな提言をしていますが、規制改革委員会当時に行ったのは、士業を取り上げ、士業間の垣根を低くするための資格制度の見直しであったはずでした。そのために、例えば司法書士がそれまで弁護士の領域であった簡易裁判所での訴訟代理ができるとか、そういうような垣根を低くするという目標でやったということでしたが、昨今では強制入会制度の問題などにより、いろいろな面でかえって垣根が高くなっているという批判の声も聞かれていますので、その点も1つの論点としていきたいと思います。

なお、昨今の不祥事に関連して、今の資格制度のうち、例えば建築士なら建築士の資格制度については是正すべき点はないのか。その他資格制度についても、いろいろ問題があるわけですので、一度ここで整理してみたいというのが、この資格制度についての考え方です。

以上です。

黒川委員、何かございますか。

黒川委員 今、御説明をしていただいた中で、私が直接対応しようとしているのは「10. 国と地方の規制合理化」というところです。これはただいま全国知事会というところで、国の過剰な関与・規制の撤廃に向けた提言というものをつくっておられて、そちらの方と私たちの事務局との間で交渉をしていたんですが、何か雰囲気徐徐に私たちのところとは交渉したくないという、あちらはそう思っているらしい雰囲気のところがありまして、それはどういう理由によるものなのかということも見たいということがあります。

さっき御説明がありましたように、国の方がいろんな形で、つまり特区の制度とか、我々のところとしたら一つひとつの問題を個別に対応していたのでは、共通の問題があるのにとっても面倒なところがあるので、これから全国を横断的に対応できるような体制を考えるために、国で一括して大きなシステムとして考え直す。

それは先ほどの鈴木先生がやろうとされている規制の見直しというのも1つの考え方ですけれども、我々のところでも「あじさい」とか「もみじ」でたくさん出てきている問題が、全国に共通に起こっている問題だとすると、それを一括して処理ができるような方式

をとりたいというのが考え方になっています。

一体どういうところに問題があるのだろうかということを確認するために、今までは知事会から意見が出てきていますけれども、この間私たちはどちらかというと、この分野について、もう少し市長会とか基礎的自治体のところからも意見を取るということをしてみようということにいたしました。

もう一つの考え方として、総務省でこの分野について通曉されている方に、どういう問題点があると考えたらいいかということヒアリングしようということで、今、計画を立てています。

もう一つの方の全国、さっき鈴木議長代理が言われたように、納税のフォーマットなどが自治体ごとにやれることになっているということで、みんなばらばらになっていますが、コンピュータ時代だから簡単に対応できるようなものは幾つもある。同じフォーマットであれば全部そのままできるはずなのに、事務量を増やしているものについては、きちんと拾い上げていて、できるだけ早いうちに1つの統一的なものにできるような賢い方法をとりたい。それが2つ目の点です。

宮内議長 ありがとうございます。

それでは、ただいままでの御説明につきまして、御自由に意見交換をさせていただきたいと思います。どなたからでもどうぞ。安居委員、どうぞ。

安居委員 お願いなんですけれども、先ほどちょっと申し上げた介護福祉士の問題なんですけど、本来は12月にOKをとろうと思って、私は厚生労働省まで伺って向こうの次長にまでお話をしたんですけれども、なかなかうまくいかないということで、何とか6月にはOKしていただきたいと思っているんですが、やはり局長以上の方ではないと、なかなか答えが出てこない感じがいたします。そういう意味では、公開討論だと思っておりますけれども、是非その点でいろいろ御協力、御指導をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

宮内議長 ありがとうございます。できるだけそうさせていただきたいと思います。

八代総括主査、どうぞ。

八代総括主査 重点事項の進め方という考え方ですが、これ以外にも重点事項は当然あるわけです。例えば関心が高いのは農業でして、やはり大事なのはこれ以外のものについてもきちっとやっているんだということを、是非いるんな形でアピールしておかないといけないと思います。先日新聞で規制改革会議は農業をあきらめたというようなことが報道されておりますので、それはきちっと打ち消す必要があると思います。

今日の中に入っておりますが、雇用などについてもきちっとワーキンググループで日々やって進めておりますので、是非そういう誤解が出ないように、これ以外のものについてもワーキンググループできちっとやっているんだということを踏まえて、共通認識として持つ必要があるのではないかと考えております。

宮内議長 その点につきまして、先日の経済財政諮問会議で民間議員から規制改革への

要望として個別具体的に挙げられていたのは、教育、農業、医療が文章として入っていて、我々の6月までの重点事項では、そのうちの教育しか入っていません。そういう意味でその他の重要なことがあるということは、おっしゃるとおり我々も強調していく必要があると思います。

あと御意見、御質問等ございますでしょうか。どうぞ。

草刈総括主査 事務局の井上参事官にちょっと聞きたいんですけども、タイムラグの問題はあるにしても、さっきの農業、医療等、今、挙げられたものをどういうスケジュール感で、どういうふうに仕上げていくのかという辺りを、せっかく皆さんお集まりなので、もう一回明快にしておいていただいた方がいいのかと思います。後で言うんですか。

井上参事官 後でワーキンググループの構成を含めて、御議論いただきたいと思っております。

草刈総括主査 そうですか。では、いいですけども、ちょっとそこがないとそれぞれ理解が違っていたので、ごめんなさい。では、後でお願いします。

宮内議長 今、先に説明していただくということでいかがでしょうか。

井上参事官 それでは、お手元に「18年度に設置するワーキンググループ(案)」という1枚の紙をお配りしておりますけれども、今、御指摘ございましたように、6月ごろに向けて重点事項として取り上げていくもの以外にも重要な課題はいろいろあるということで、いわゆる重点事項推進ワーキンググループとは別の平常のワーキンググループについても、実は3月で専門委員の方々の任期がすべて切れてしまうということもありますし、また各ワーキンググループで12月の答申に向けて、物によっては検討する過程でもう少し早く対応すべきだというものが出でくるかもしれませんけれども、いずれにしてもワーキンググループの体制を早目に組んで、そこで専門委員も早く選んでいただいて、4月の早い段階から動いていただけるようにということで、今、申し上げました1枚の紙、18年度のワーキンググループの構成案ということで、今日提案をさせていただいているものでございます。

右側の方が今年度、17年度の構成でございますけれども、これは少子化とか生活・ビジネスインフラとか外国人ということで、政策課題が明らかになるようなワーキンググループの立て方をしようということで、そういう形になっております。

実は後でまた御説明申し上げますけれども、今の「3か年計画」が19年3月で年限を迎えるということでございまして、19年4月以降どういう計画を政府としてつくっていくのかという点がございます。12月に会議で出していただく答申というのは、その次の年度の政府の計画の中に盛り込むべき事項というものを答申していただくということになりますので、18年度については、次の計画策定というものも念頭に置いていただきながら、幅広い課題について、漏れがないように会議で取り上げていただけるような体制をつくっていただくということで、18年度のワーキンググループの構成案ということで、広い受けがきくようなワーキングの構成案ということで、御提案をさせていただいているものでござい

ます。

この中には、既に今年度から今後の取り進め方について、スケジュール感も含めて御議論いただいているものもございますけれども、それ以外のワーキングも含めて、できましたら早目にこういうワーキングの体制について御了承いただいて、その中で今後のスケジュール、あるいは重点課題として各ワーキングで何を取り上げていくのかというのを早く議論していただけるようにということで、お諮りをさせていただき次第でございます。

宮内議長 ということ、こういう分け方でワーキンググループを全分野にわたって、同時並行的に動くということを考えておりまして、そういう中で本日の重点事項につきましても、進めていくということになるわけでございます。

引き続き、御意見等がございましたら、お願いいたします。八代総括主査、どうぞ。

八代総括主査 この中身については、今年度とそれほど変わらないのでいいと思いますが、今、草刈総括主査がおっしゃったスケジュールについて、まだ次の会議がいつ開けるかわからないので、きちっと合意をとっておく必要があるかと思えます。重点事項というものが、結局今年度との関係でどうなるのかということで、つまり従来であれば、年末に尊重閣議という形で答申を述べたわけですが、今回の場合はそれが前倒しになって、あるいは2回に分けるという形で骨太とリンクして重点事項を進めるということになったんですが、その辺について今の考え方を説明してもらわないと、委員の方で十分な共通認識ができていないと思えますので、よろしくをお願いします。

井上参事官 例年ですと、4月から検討を始めていただいて、夏の段階で中間とりまとめということで、会議の考え方を出すという形で進めていただいているわけですが、今年度は会議の3年目ということで、既に2年間あるいは物によっては前身の会議からずっと議論をしてきていただいているものもあるということで、当然にして夏の段階では会議としての言いつ放しをまず出すんだということではなくて、早い段階で各省と合意できるものは、できるだけ早目にハイレベルの折衝もやりながら合意形成を図っていただくと。各省と合意ができたようにものについては、ちょうど6月には「骨太方針」というのが閣議決定されるという局面もありますので、そこの中に盛り込んでいただくように、私どもも折衝をできるだけさせていただきましますし、また骨太のタイミングではまだ各省と合意ができていないようなものは勿論残ると思えますけれども、そういうものについては、夏の段階で会議としては更にこういうこともやるべきだというようなことを会議の主張として御定義をいただいて、12月の答申に向けて更にやっていただくものもあると。こんな考え方で進めていただければと考えているところでございます。

宮内議長 どうぞ。

田中室長 昨年までは中間とりまとめというときで、そこまでは基本的には各省と折衝をしないで、意見の対立点を明らかにするというような進め方でしたけれども、今年の6月の骨太に入れ込むということは、そこで政府の中での合意ができなければいけませんので、積極的に前半から公開討論なり、あるいは大臣がいらっやって恐縮ですが、

場合によってはミニ本部、大臣折衝も行っていくということを視野に入れた、積極的な取り組みをお願いしたいということでございます。

宮内議長 どうぞ。

八代総括主査 そうすると確認ですが、基本的に夏までに各省と合意形成できたものは骨太に盛り込む。そのためにこの前文科大臣とやったような形で、大臣レベルの交渉も含めたようなものを「骨太方針」の前に行って、その成果を骨太に盛り込むというのが1つ。

それだけではなくて、やはり骨太というのは非常に字数制限が厳しくて、余り長いものはつくれませんので、骨太に盛り込まれた結論の背景、考え方及びそれをより敷衍するような中身を会議として、言わば夏にとりまとめるということですね。

問題はそれが従来の中間とりまとめとどう違うのかというところがポイントで、難しいかと思いますが、何らかの形でやはり12月と同じような尊重閣議みたいなものを、例えば骨太の後にしても7月ぐらいにできないだろうか。骨太の前にポイントとなるものはきっちりと合意する。しかし、それ以外のものについて、あるいは合意した内容について、より敷衍的なものを12月の答申と同じような形でできないだろうかということに対してはいかがでしょうか。

田中室長 政府の取扱いのことで、骨太自身が閣議決定でございますので、同一の内容を何遍も閣議決定するかということは、政府部内の問題として出でくるかと思っておりますので、取扱いについて、今の御意見を踏まえまして、今後検討させていただきたいと思っております。

宮内議長 中間とりまとめに比べますと、まとめ方についてはミニ本部、大臣折衝レベルまで進めていく。そういう形で、この重点項目に当たっていく。そして、大枠が合意できたものは骨太に入れていただくと。

しかし、骨太というのは細かい文章は書けませんから、そういうものについては我々の答申に書き込んでいく。また、問題意識が残ったものについても、その答申に入れ込んでいく。その答申の重みということにつきましては、中間とりまとめと比べてどういうものになるかについては、できるだけそれを重いものにしていただく。閣議決定というようなことができましたら、年末に向けて更に作業が加速できるという感じもするわけでございますけれども、今の室長のお話のように、その辺の取扱いにつきましては更に御努力をいただくというようなことで考えさせていただいてよろしゅうございましょうか。

田中室長 はい。

宮内議長 あと、特にございませんでしたら、重点事項につきましては、御報告をいただきましたような形に、また、ただいまいただきました御意見等につきましては、担当委員の御判断によりまして、反映できるものにつきましては適宜反映すると。それ以外のものにつきましては、勿論、この12月の最終答申等もございまして、それをにらんで進めていくという事で、基本的には、御説明いただきました方向で検討を進めていただくということにしたいと思っております。

したがって、お手元にお配りしました「各重点事項の今後の進め方」、この資料に

つきましては、会議終了後、こういう方向であるということで公表をさせていただきたいと思っておりますので、御了承いただきたいと思っております。

重点事項に書かれておりますテーマの多くは、過去に取り上げながらなかなか進展が見られなかったものが多く含まれておりまして、それを6月ごろまでの間に1歩でも2歩でも進めよう。そして会議の最終年度として最終的な決着を、できれば図りたいと、図らなければならないと。こういう状況を考えますと、委員の皆様方、引き続き、大変御尽力をお願い申し上げざるを得ないということでございますけれども、よろしくようお願い申し上げたいと思っております。

今後のスケジュールといたしましては、これから4月にかけて各担当委員が中心となってヒアリングあるいは論点整理を行っていただき、それらを踏まえまして答申の素案と言えるレベルまで煮詰めていただきたいと思っております。そして、次の会議には、その内容につきまして御報告いただける、そういう内容にさせていただきたいと思っております。したがって、5月の連休明けには、素案の内容の実現に向けて「重点事項推進WG」、このメンバーはすべての委員になるわけでございますけれども、私も担当委員の方とともに折衝に臨むというようなことで、本格的な交渉に入るということを想定させていただきたいと思っております。したがって、その過程におきまして、各分野の方針等につきましては随時御相談をちょうだいしながら進めてまいりたいと、このように思います。よろしくようお願い申し上げたいと思っております。

ということで、よろしゅうございましょうか。よろしくお願いたします。

櫻井参事官 それでは、お手元に「市場化テストWGの運営について」という資料をお配りしているかと存じますので、それについて簡単に事務局の方から説明させていただきます。

御案内のとおり、2月10日、前回の規制改革・民間開放推進会議におきまして「市場化テスト」に関連いたしましては「市場化テストWG」と「官業民営化等WG」を一本化していただく。その上で、この法律ができますと、設置されますところの官民競争入札等監理委員会、これが公共サービス改革法ができますと設置されるわけですが、その設立までの間に制度の整備、あるいは昨年12月の第2次答申で合意をいただいた事業の実施、更には追加的な対象事業の選定等と。これを推進するということを前回お決めいただいたところでございます。

その後、この2月10日に閣議決定を経て、法案を国会に提出しておりますけれども、先週16日の衆議院におきまして行政改革に関する特別委員会を設置することが合意をされておきまして、この公共サービス改革法案につきましては、行革特別委員会におきまして行革推進法案等とともに一括して審議をされると。こういう方向で、今、国会の方の御議論が進んでいると聞いております。その場合、来週以降、法案の趣旨説明でございますとか審議といったことが具体化していくという状況になってきております。

私ども事務局といたしましては、従来から会議の方からも「市場化テスト」の本格的導

入を速やかにやるようにというお話をいただいておりますし、そういうことも踏まえまして、勿論、国会における審議の状況によりまして、法案が通りましたら、なるべく早く法律を施行し、官民競争入札等監理委員会を設立すると。例えば、7月の頭に先に法律を施行するといったようなことを念頭に置きつつ、今後、ワーキンググループで御議論いただければということで八代総括主査とも御相談をさせていただきまして、この紙をつくらせていただいております。

具体的には、2にございますように、1つには法律が施行するまでの間に政省令の整備がございますので、そうした制度の関係の点。

それから、事業関係で申し上げますと、既にモデル事業をやっておりますので、モデル事業の評価。これは当然、本格導入の基礎になってまいります重要な指標でございますので、そうした評価。それから、更には平成18年度に新しく実施する事業。統計、それから中小企業基盤整備機構と書いてございますが、こうしたものについての関係省庁との協議。更には、今後の対象事業をどういうふうに進めていくのか、広げていくのかといったような点の御議論。こういったところを官民競争入札等監理委員会の設立に向けてワーキンググループの方で御議論いただければと考えております。

以上でございます。

宮内議長 ありがとうございます。それでは、今の「市場化テストWG」、それから、先ほど井上参事官のお話にございました、平成18年度に設置するワーキンググループを含めまして何か御発言がございましたら、どうぞ。

草刈総括主査 「(2)事業関係」のところで「WGにおいて、各省や事業者からのヒアリング等を通じ評価」と。これは平成17年度から始めたものの評価ということで、いろんなものがあるけれども、基本的に去年の9月ごろからスタートしたものが多い。

櫻井参事官 モデル事業でございますか。

草刈総括主査 はい。

櫻井参事官 モデル事業は、早いものは6月ぐらいからスタートしております。

草刈総括主査 大体、1年ぐらいで評価すると認識しています。

櫻井参事官 もともと、大体3月末までというのが多うございます。一部はまだ続きますが、3月末をもって契約が切れるものが多数ございます。

草刈総括主査 すると、契約が切れる辺りというか、その辺で一つずつ評価をしていくと。こういう理解をしておくということですね。

宮内議長 安居委員、どうぞ。

安居委員 皆さんに御意見をお伺いしたいんですが、さっき申しましたように、外国人の受入問題を、この4月以降、検討していこうとしているんですけども、外国人を受け入れるべきかどうかということについては、恐らく、この委員会の中でもいろんな御意見があるのではないかと思います。そういう意味で、普通ですと、ここで余り基本的なディスカッションをせずに、私共で考えて役所などと議論したりということになるんですけ

れども、ここで1回、それをやる必要があるかどうかという御意見を伺いたいんです。

つまり、これから人口が減っていく中で、私は子どもをいかに増やすか、あるいは高年齢の方に働いてもらう、女性にもっと活躍してもらう、それから、外国人も入れるという、この4つをすべてやっていかないとうまくいかないのではないかと考えているわけですが、この委員会の中で、それはだめだと、外国人は入れるなという議論が出てくるとまずいと思って、それでお聞きしているんです。

宮内議長 ちょっと時間があれでございますが、これは非常に重要な問題かもわかりません。

今、安居委員のおっしゃった日本の将来の社会づくりで少子化対策、それから女性の社会参画、高齢者のさらなる活用と、こういう柱と外国人の活用と。こういうことで日本の社会を活性化すべきだという安居委員のお考えについて、御異論はございますか。

安居委員 別途、機会をもうけて、ここで全体を御説明し議論していただいてもいいんですけれども、進め方の話が出ているものですから。

宮内議長 ちょっと質問でございますが、安居委員のお考えの外国人というのは、いわゆるレベルの高い外国人なら来ていただいた方がいいというお考えなのか、足りないところは、例えば労働条件の厳しい仕事などにも外国人を入れるべしというお考えなのか。その辺りはどうなんでしょうか。

安居委員 今は、日本の法律は高度の技術者だけなんです。それと、もう一つは研修。それから、留学と。この3つなんですけれども、現実には相当部分が3Kや、農業も含めた肉体労働的なことをやっているというのが現実なんです。この状況は、非常に変な格好でかえってマイナスだと思っております。大学を出て4～5年の経験者というレベルになっている高度技術人材に加え、これを高等学校卒業程度で経験が4～5年。プラス、日本語の2級の試験を合格するという条件にして、私は中度技術者と言ったら皆さん言葉が悪いという話なので、専門的人材でも何でも、名前はいいんですけれども、そういう人たちを国で数を決め、例えば今年は何万人とかという形、かつ、国別に枠をつくって入れていったらどうかというのが私の考え方です。

あとは、そこそこあるんですけれども、時間があれなので話しません。

宮内議長 ここで議論をし始めると、少し時間が不足でございます。インターネット時代でございますので、皆様方の御意見を私と安居委員のところへちょうだいできれば、まとめていくときに、また皆様が必要とあらば公表するというところで進めていきやすいと思います。そういうことでもし御異論というか、非常に意見の隔たりが大きい場合は、別途、そのテーマでお集まりいただくというようなことも考えた方がいいかもわかりませんので、皆様方の御意見をちょうだいできればと思います。そういうことでよろしゅうございましょうか。

草刈総括主査 ただ、これは4ページ目に、さっき安居委員が御説明されましたね。その範囲内の話は皆さん、これは了解しているわけだから、それはその範囲内では全然問題

ございません。

もっと細かい、あるいはドイツみたいになってしまうとかいろんな議論があるわけですが、この2つのことをやっていくについての異論は、この場ではないというふうに言ったら、みんなだれも文句を言わないわけですから、そういうのでお返ししていただければいいのではないですか。

安居委員 考え方は、やはり入れなければいけないでしょうということを書いてあるわけです。それをどうするかという話を今年議論したいということと言いますと、やはり、どうもいろんな御意見があるのではないかという、これは心配をしているということです。

宮内議長 おっしゃるとおりで、個別具体的にはここに書かれたことは特に御異論ないと思いますが、その前の考え方といいますか、哲学の部分につきまして、是非、御意見を賜りたいと。このように思います。

あとは、よろしゅうございましょうか。

それでは、ワーキンググループの体制につきましては「市場化テスト」を含めまして、平成18年度は会議の最終年度、また「3か年計画」の最終年度ということでございますので、19年度以降への申し送りという面もにらんで、会議といたしましては漏れのないように幅広く提言できる体制を整える必要があるかと存じます。この案で4月以降、12月の答申を目指していくということで御了承を賜ればと思います。

各委員の皆様がどのワーキンググループに所属していただくかにつきましては、今後、皆様方と御相談をさせていただきまして、御希望を聞きながら、また、あるワーキンググループに集中するというようなことがありましても問題でございますので、できるだけ御希望を聞きながら御調整をさせていただきたいと思います。そして、それが決まった段階で18年度の会議の体制として対外的に公表させていただきたいと思いますので、本日の段階では、この体制に関する資料は一応非公表ということで、案のままにさせていただきたいと思います。

「市場化テスト」につきましては、本格的導入に向けて、法案審議や制度設計が進んでいくと思いますので、適宜、会議にも御報告をちょうだいしたいと、このように存じます。この資料につきましても、ワーキンググループの今後の戦略ということでございますので、本日は発表を控えさせていただくということで御了承いただきたいと思います。

続きまして「規制改革・民間開放推進3か年計画」につきまして、年明けより、昨年末の当会議の第2次答申等を踏まえまして、政府において改定作業が進んでいるということでございます。その作業の状況につきまして井上参事官から御報告をちょうだいしたいと思います。

井上参事官 簡単に御報告をさせていただきます。

お手元に「3か年計画」関連で2つの資料をお配りしております。1つは、今回、再改定をしようとしております資料の本体、500ページを超える冊子でございますけれども、

それと、その概要をまとめました 8 枚の紙でございます。

平成 16 年 3 月にできました「3 か年計画」について、毎年度改定をするということになっておりまして、この 3 月で 2 回目の改定を行おうとしているものでございます。ちなみに、今、入っております項目が全部で 1,138 項目ございますけれども、今回の改定で新たに 211 項目を追加するという予定にしております。

昨年と異なりまして、今年度の場合には会議の答申が 12 月 1 本でございましたので、この「3 か年計画」に直接「最大限尊重」閣議を経ずに入れてくるというものは今年度ございませんので、12 月の答申に示していただいた具体的施策と、それから「あじさい月間」「もみじ月間」で政府の方針としての本部決定を行った。これは特区の全国展開等のものも含めてでございますけれども、そういう、既に「最大限尊重」閣議決定あるいは本部決定されているものについて、現在の「3 か年計画」の中に追加をしていくという改定でございます。

それぞれの部分につきましては、各ワーキンググループの主査ほか、委員、専門委員の方々に御報告をさせていただきながら各省と調整をしております、ほぼ最終段階に来ているという状況でございます。今週から来週にかけて与党の手続を経まして、3 月 31 日に再改定の閣議決定を予定しております。

以上でございます。

宮内議長 ありがとうございます。何か御質問等はございますでしょうか。

どうぞ。

矢崎委員 「平成 18 年度に設置するワーキンググループ(案)」の資料の中に「農業・流通WG」とありますけれども、これは農業の中の流通というふうに理解するのか。それとも、流通は、もっと大きな流通問題を意味するのか。例えば「IT・エネルギー・運輸WG」という表現と同じように、農業と流通は並列の関係にある、農業の流通というのではなくて流通そのものを検討する、そういう理解でよろしいですか。

井上参事官 はい。農業だけに限らず、流通をやるということです。

宮内議長 ほかにございませんでしょうか。

当会議といたしまして、ただいまの政府の「3 か年計画」再改定、この迅速かつ着実な実施・実現、これを要望させていただくとともに、これらの事項にとどまることなく、一層積極的な規制改革・民間開放に取り組んでいただくことを、引き続き、強くお願い申し上げます。

なお、その 2 つの資料の取扱いでございますが、閣議決定が、ただ今のお話のとおり、31 日ということでございますので、これはまだ非公表の資料でございます。お取扱いには御留意をいただきますようお願い申し上げます。

最後でございます。お手元の、これも最後の資料でございます。「平成 17 年度の集中受付月間(2005 年 6 月、11 月)に寄せられた要望で、本部決定に至らなかった事項のうち、規制改革・民間開放推進会議として、今後引続き検討を行う事項」という、非常に長い名

前の資料でございますが、これが配付されております。この内容につきまして、御担当の志太委員から御説明をお願いできればと思います。

志太委員 簡単に総括させていただきます。

本年度は、まず「あじさい」のときに22項目が決定されました。それから「もみじ」で34項目。合計56項目につきまして、各省庁が平成18年度までに何らかの処置を講ずる事項として本部決定されました。

それは、先ほどの「3か年計画」の別表1、2に反映されております。また、別表3は本部決定するまでには至らなかったものの、要望を受けて検討を行うことになった事項。それを事務局の方で拾い上げまして、折衝した結果、27項目が盛り込まれる予定となっております。このような実績がございます。

それから、以上の取組みの結果から「3か年計画」の閣議決定の直後にホームページで掲載される予定でございます。その際、今年度より始めました、本部決定に至らなかったものの推進会議として継続的に検討を行う事項につきましては「あじさい」の要望につきましては、その検討の結果を公表いたします。そして「もみじ要望」につきましては、お手元にお配りしてあります資料にある事項を今後も継続的に検討を行うこととして、これをしてはどうかと考えております。

公表まで、まだ多少の時間がありますので、追加すべき事項がございますれば追加していただくとともに、4月以降の新体制でも積極的に取り上げていただき、実現に御尽力いただきますよう、お願い申し上げますところでございます。

以上でございます。

宮内議長 ありがとうございます。おっしゃられましたとおり、この実現に向けての取組みは新年度に設置される分野別ワーキンググループをお願いするということでございます。それでは、本日はこれで議事は終わりましたが、次回は新年度の第1回の会議ということになります。重点事項のその時点での取組状況につきまして御報告いただくということでございます。詳細の日時等につきましては、事務局を通じまして御連絡を申し上げます。最後に、事務局から何か連絡事項はございますか。

井上参事官 時間を超過しておりまして恐縮でございますが、1点だけ、平成18年6月の「あじさい月間」について御報告をさせていただきたいと思っております。

「あじさい月間」や「もみじ月間」については、この会議の場でもいろいろな御意見をいただいておりますけれども、18年6月の「あじさい月間」について、まず改善できるところから改善していこうということで、1つは従来、連休明けに要項を発表して、6月1日から受付をやっておりましたが、周知期間を長く取るということで今週中にも要項を公表し、その後、全国各地で提案の掘り起こし活動がより長い期間を取ってやれるようにしていこうということで、まず1つは早目に要項を公表したいというのが1点目でございます。

それから、メールでの受付をしたらどうかという御提案もいただいております、今回

から、特区と同じように全国規模の要望についてもメールでの受付を行うという形に変えさせていただきたいと思っております。

なお、従来、規制改革と「市場化テスト」を含む民間開放要望ということで受付をしておりましたけれども「市場化テスト」の要望については、今回、法律の中に民間の意見を聞くという手続が定められておりますので、法律が成立した後、法定の手続として別途行わなければならないと。それまで規制改革・民間開放要望を待つというのも、準備されている方がおりますので、今回は規制改革・民間開放要望と。ただし「市場化テスト」については、法案成立後、別途受付を行うというような形で周知期間を長く取るべく、今週中にも要項の公表をしたいと考えてございます。

以上でございます。

宮内議長 ありがとうございます。本日の会議は以上で終わりますが、この後、記者会見をさせていただきます。

それから、資料につきましては、ただいま申し上げましたように「各重点事項の今後の進め方」というもの以外は非公表ということで、取扱いにつきましては御注意いただきたいと思っております。

本日は、中馬大臣、山口副大臣、御多用のところおいでいただきましてありがとうございました。何か一言ございましたら、お願いいたします。

中馬大臣 では、お礼だけを申し上げます。

毎回、こうして委員の先生方、本当に熱心に御提言や御議論を賜りまして、心から感謝を申し上げます。いよいよ今年、平成 18 年度で一つの区切りになるわけですから、ひとつ大いに頑張りたいと思っております。

これを始めたころは、それぞれの業界の思惑だとか、アメリカの圧力だとか、弱者への負担の押しつけだとかそういったような若干、為にするような批判も出ておりましたけれども、だんだん、これが、やはり大きな国民的な課題だということが認識されてまいりまして、しかも今回、行政改革推進法案、そしていわゆる市場化テスト法案が法案として国会等において議論されてまいります。そうした中、改革に対する期待も高まってまいりまして、逆に頑張れと、もっとやるべきではないかといった声までもマスコミの方からも上がり始めております。いよいよ佳境に入ってまいりましたから、先生方のもう一段の御努力と、有意義なおまとめをよろしく願います。

どうも、今日はありがとうございました。

宮内議長 ありがとうございます。引き続き御支援をお願い申し上げます。

それでは、以上をもちまして終わらせていただきます。ありがとうございました。